

青森県報

第三千七百七十号

平成二十一年
十二月四日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高年齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 廃川敷地等の公示……………(河川砂防課) ……二
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(港湾空港課) ……三
- 公 告……………
- 県有地の売却に係る一般競争入札……………(漁港漁場整備課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地局) ……四
- 右 同……………(三八地局) ……四
- 出先機関……………
- 道路の位置の指定……………(西北地域局) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 公安委員会……………

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の

指定に関する規則の一部を改正する規則……………(生活環境課) ……五

雑 報……………

個別外部監査契約の締結……………(新産業都市建設事業団) ……六

告 示

青森県告示第七百七十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所 名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社 コサカ・ ライフサ ポート	八戸市一番町二丁目三の二	特定福祉用具販売	ウルウィンク イル・サンク	八戸市一番町二丁目三の二	平成 三〇・一〇・三	平成 三〇・一〇・三
財団法人 シハラバ ン協会	八戸市大字河原一丁目四四四	訪問リハビリテーション	シルバー 病院	八戸市大字河原一丁目四四四	三〇・一〇・三	三〇・一〇・三
財団法人 シハラバ ン協会	八戸市大字河原一丁目四四四	居宅療養管理指導	シルバー 病院	八戸市大字河原一丁目四四四	"	"

青森県告示第七百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業を行う事業所	廃止の年月日	年月日
有限会社 のじり苑	青森市大字野尻字今田五八の一	のじり介護相談センター	青森市大字野尻字今田五八の一	平成二〇一五年十一月五日	平成二〇一三年十一月三日

青森県告示第七百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十一年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称	名称	介護予防サービス事業を行う事業所	廃止の年月日	年月日
株式会社 コサカ・ライフサポート	青森市一番町二丁目三の二	特定介護予防施設 福祉用具販売	青森市一番町二丁目三の一	平成二〇一三年十一月三日	平成二〇一三年十一月三日
財団法人 シルバリアンテラス協会	青森市大字河原一丁目八の四	介護予防訪問サービスセンター	青森市大字河原一丁目八の四	平成二〇一三年十一月三日	平成二〇一三年十一月三日

財団法人 シルバリアンテラス協会	青森市大字河原一丁目八の四	介護予防施設 療養管理指導	青森市大字河原一丁目八の四	"	"
------------------	---------------	---------------	---------------	---	---

青森県告示第七百七十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
平成二十一年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎六五の一 八

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百七十七号

青森県告示第七百七十七号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県国土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二級河川 新井田川水系松館川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十一年十二月四日

三 廃川敷地等の位置

三戸郡階上町大字金山沢字外金山沢八の一九から八戸市大字松館字牛ヶ沢五五の

三地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 二四、九四三・九九平方メートル

青森県告示第七百七十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成九年二月十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十一条第一項の規定により、平成二十一年十一月二十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに青森市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成二十一年十二月四日

青森港湾管理者 青 森 県

代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

青森市本町三丁目一〇四番地の地先公有水面

2 区域

次の各点のうち の地点から の地点を結んだ線、 の地点から の地点までを順次に結ぶ平成七年の秋分の満潮位(C・D・Lプラス〇・七二メートル)における公有水面と北防波堤との境界線、 の地点から ①の地点までを順次に結んだ線及び①の地点から②の地点までを順次に結ぶ平成七年の秋分の満潮位(C・D・Lプラス〇・七二メートル)における公有水面と②の地点と の地点を結ぶ中央ふ頭(マイナス五・五メートル岸壁)との境界線により囲まれた区域。

の地点 青森港北防波堤東灯台(世界測地系・北緯四〇度五〇分〇五秒・六二七・東経一四〇度四四分四八秒七八二) から一八八度〇〇分一一秒五六八・〇九メートルの地点

- の地点 から〇度三〇分〇〇秒五五三・一四メートルの地点
 - の地点 から八四度三一分五七秒七九・五七メートルの地点
 - の地点 から三五三度三四分一三秒五・一五メートルの地点
 - の地点 から一三四度五〇分二四秒一・一六・〇三メートルの地点
 - の地点 から一六六度四一分四六秒二五〇・七一メートルの地点
 - ①の地点 から二五六度四二分一八秒五・一四メートルの地点
 - ②の地点 から二二六度三二分二九秒五四・四六メートルの地点
 - ③の地点 から二六〇度四二分四四秒七二・六〇メートルの地点
 - ④の地点 から二〇一度二六分五五秒二二四・三五メートルの地点
 - ⑤の地点 から一七〇度四二分四四秒六三・〇〇メートルの地点
- 3 面積
七九、二六五・三五平方メートル

公 告

国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地

番号	所在地	地目	積
1	八戸市大字湊町字大沢三五の一	宅地	一、三三二・七七平方メートル

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

八戸市大字湊町字大沢三五の一

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一三一

三八地域農林局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一三一

三八地域農林局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所 会議室

2 日時

平成二十一年十二月十七日 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2 平成二十一年十二月十六日午後三時から午後三時三十分まで八戸市大字湊町字大沢三五の一において現場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 桜田建設

二 氏名 櫻田 富男

三 主たる営業所の所在地 青森市幸畑四丁目二の一四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一六二〇八号

五 取消年月日 平成二十一年十月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 清水工務店
- 二 氏名 清水 要助
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字二見町五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第三四五一号
- 五 取消年月日 平成二十一年十一月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年九月十日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

西北地域県民局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
五所川原市字一ツ谷五一 六の一六	二四・八五メートル	六・〇〇メートル	平成 二一・二・二六

西北地域県民局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
五所川原市字一ツ谷五一 六の二二	一一・四三メートル	六・〇〇メートル	平成 二一・二・二六

公 安 委 員 会

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月四日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第十八号

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則の一部を次のように改正する。

題名中「第十二条の三」を「第四条の三第二項及び第十二条の三」に改める。

第一条中「銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)以下「法」という。」「を「法」に改め、「(以下「医師の指定」という。)(」を削り、同条の表中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第三号」に、「第五条の二第三号」を「第八条第三

号」に、「第五条第一項第三号及び第四号」を「第五条第一項第四号及び第五号」に改め、「（平成九年法律第百二十三号）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第四条の三第二項の規定による医師の指定は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

青森県事業団告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十九第五項の規定により個別外部監査契約を締結したので、同条第九項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十二月四日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三 村 申 吾

一 理事長からの個別外部監査の要求に係る事項
次の三特定事業会計における資金不足発生の原因及び資金不足解消のための改善策

- 1 青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計
 - 2 青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計
 - 3 青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計
- 二 個別外部監査契約の期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年一月二十日まで

三 個別外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

倉成 磨

八戸市大字本徒土町三の三

四 個別外部監査契約をした者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

概算払をしない。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭